

## 山口県景観形成市町連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 山口県の景観形成について、地域の実情に精通している市町と緊密な連携を図るため、山口県景観形成市町連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について意見調整するものとする。

- (1) 県土の景観形成の推進に関すること。
- (2) 県土の景観形成に関する施策の研究、知識の普及、啓発等に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会議は、山口県土木建築部都市計画課長及び別表による各市町から選任された景観まちづくり担当者をもって構成する。

2 連絡会議に座長を置き、座長は、山口県土木建築部都市計画課長をもって充てる。

3 座長は連絡会議を総括する。

4 第1項及び第2項に規定される者に支障があるときは、その代理人が出席することができる。

### (会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて、座長が招集する。

### (事務局)

第5条 事務局を山口県土木建築部都市計画課に置く。

2 事務局は、会議の庶務を行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年8月22日から施行する。

この要綱は、平成17年5月16日から施行する。

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

この要綱は、平成19年3月21日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表

市町名	所属(課)	市町名	所属(課)
下関市	都市計画課	美祿市	建設課
宇部市	都市計画課	周南市	都市政策課
山口市	都市計画課	山陽小野田市	都市計画課
萩市	都市政策課	周防大島町	施設整備課
防府市	都市計画課	和木町	都市建設課
下松市	都市政策課	上関町	企画財政課
岩国市	景観整備課	田布施町	建設課
光市	都市政策課	平生町	建設課
長門市	都市建設課	阿武町	土木建築課
柳井市	都市計画・建築課		